教育委員会2月定例会議事録

会議名 教育委員会 2 月定例会

開催日 令和3年2月22日(月)午後1時30分~午後2時9分

開催場所 議会棟5階 第2委員会室

出席者 高須教育長、藤田教育長職務代理者、玉井委員、真野委員、坂本委員、秋 元委員

事務局等出席者

荒木教育次長兼学校教育部長、田井教育監兼総合教育研修センター所長、野 呂教育監、山口社会教育部長、三宅社会教育部部長、宮永学校教育部次長兼 施設給食課長、谷口社会教育部次長兼社会教育課長、倉崎文化スポーツ室長 (次長待遇)兼課長兼青少年課長、山口文化スポーツ室課長、川原教育政策 総務課長、中村学務課長、山口教育指導課長、艮中央図書館課長、坂本教育 政策総務課係長、坂口(教育政策総務課担当)

〇高須教育長

それでは、ただ今から教育委員会2月定例会を始めさせていただきます。

本日の署名人は、玉井委員にお願いいたします。

本日の案件は、報告事項が2件、議決事項が4件でございます。

それでは、まず、本日の配付資料について確認をいたします。

事務局から説明をお願いします。

はい、川原課長。

〇川原教育政策総務課長

本日の配付資料を確認させていただきます。

教育委員会定例会の議案書、別冊資料として、報告第2号「市長からの意見聴取について」の2点でございます。

以上でございます。

〇高須教育長

説明は終わりました。

それでは、議案書1ページ「1月・2月教育委員会一般事務報告」についてお伺いいたします。

事務局から報告事項はございませんか。

はい、川原課長。

〇川原教育政策総務課長

1月・2月の一般事務報告をさせていただきます。

まず、1月28日に開催されました1月市議会臨時会でございますが、同日に文教生 活常任委員会、予算決算常任委員会(全体会)が開催されました。

なお、1月の教育委員会定例会におきまして承認いただきました「市長からの意見 聴取」に関する議案につきましては、1月市議会臨時会において可決されましたこと を併せて御報告いたします。

次に、2月15日には教育委員懇話会、そして本日、教育委員会2月定例会を開催しております。

続きまして、教育委員会後援の状況について御報告いたします。

1月11日から2月10日までの教育委員会の後援状況でございますが、全体で1件でございました。

第34回ピアノフェスティバルで継続の後援でございます。

以上でございます。

〇髙須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

では、ないようですので、次に、2ページ「2月・3月教育委員会行事計画書」についてお伺いします。

事務局から、何かございませんか。

はい、川原課長。

〇川原教育政策総務課長

2月・3月の行事計画を報告させていただきます。

まず、2月25日から3月22日まで、令和3年3月市議会定例会が開催される予定でございまして、2月26日、3月15日、16日に文教生活常任委員会及び予算決算常任委員会(分科会)、3月1日、3月19日に予算決算常任委員会(全体会)が開催されます。また、3月9日、10日には代表質問が行われます。

次に、3月15日に教育委員懇話会、3月22日に教育委員会3月定例会の開催を予定 しております。

以上でございます。

〇高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、山口課長。

〇山口教育指導課長

3月の行事計画の報告をいたします。

3月12日に中学校、3月17日に小学校の卒業証書授与式が行われます。新型コロナウイルス感染予防のため、出席者の縮小、会場の換気、時間の短縮など、感染症対策を行った上で実施いたします。

また、参加者につきましては、卒業生、教職員、卒業生の保護者のみとし、地域の 方など来賓の出席はなしとさせていただきます。卒業生の保護者につきましては、御 家族2名以下とさせていただきます。実施の方法につきましては、1回の開催当たり 最大2クラスといたしまして、参加者数の合計が200から250名の範囲内となるように いたします。

なお、この人数につきましては、先ほどの出席者を基に算定をさせていただいております。そのほか、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、国歌、校歌につきましては声を出さず、静聴という形で実施いたします。

また、在校生の参加や呼び掛け、歌についても、本年度に限っては実施いたしません。

以上でございます。

〇高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。 ほかに、報告事項はございませんか。 はい、谷口次長。

○谷口社会教育部次長兼社会教育課長

- 3月の行事計画について御説明を申し上げます。
- 3月26日に令和2年度第5回社会教育委員会議を議会棟5階第2委員会室で開催予定でございまして、案件につきましては、社会教育推進計画策定について、ほか4件でございます。

以上でございます。

〇高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。 ほかに、報告事項はございませんか。 はい、中村課長。

〇中村課長

- 3月の行事計画の御報告をいたします。
- 3月19日に市立幼稚園におきまして、保育証書授与式、卒園式が行われます。小中学校と同様、新型コロナウイルス感染予防のため、出席者の縮小、会場の換気、時間の短縮など、感染症対策を行った上で実施し、参加者につきましては、卒園児、教職員、卒園児保護者のみとし、地域の方など来賓の出席はなしとさせていただきます。

卒園児保護者につきましては、御家族2名以下とさせていただきます。実施方法につきましては、1部当たりの参加者数の合計が60から80人の範囲とさせていただきます。そのほか新型コロナウイルス感染症対策といたしましては、園歌については声を出さない静聴といたします。

また、在園児の参加や呼び掛けは今年度に限り実施いたしません。 以上でございます。

〇高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

では、ないようでございますので、「2月・3月教育委員会行事計画書」については、予定どおり、よろしくお願いいたします。

次に、4ページでございます。

報告第2号「市長からの意見聴取について」を議題といたします。

はい、川原課長。

〇川原教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました、報告第2号「市長からの意見聴取について」、3月 市議会定例会において提出される教育委員会に係る議案につきまして、寝屋川市教育 委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、教育長におい て異議ないものとして臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求 めるものでございます。

それでは、当議案の内容につきまして、一括して御説明させていただきます。

まず、令和2年度寝屋川市一般会計補正予算(第13号)(教育委員会関係分)につきまして、御説明いたします。

今回の補正予算では、今般示された国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金三次交付限度額のうち、令和2年度事業に充当可能な限度額(国補助事業等に伴う地方負担分)について、新型コロナウイルス感染症対策として実施した補正予算に係る事業との財源更正を行っております。

それでは、別冊資料の1ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。

款:国庫支出金、項:国庫補助金、目:総務費国庫補助金、補正額1億3,407万5 千円につきましては、新型コロナウイルス感染症対応に関連した各種対象事業に係る 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加補正でございます。

次に、目:教育費国庫補助金、補正額2,240万円につきましては、市立小学校及び中学校衛生用品等購入経費に係る学校保健特別対策事業費補助金の追加補正でございます。

次に、款:繰入金、項:基金繰入金、目:財政調整基金繰入金、減額補正8,471万8千円につきましては、新型コロナウィルス感染症対応地方創生臨時交付金との財源 更正に伴う減額補正1億3,407万5千円及び、指定管理者減収補償の追加補正等4,935万7千円を合わせたものでございます。

次に、款:市債、項:市債、目:教育債、減額補正3,820万円につきましては、 (仮称) 新中央図書館等機能整備事業に係る経費の減額補正に伴う、社会教育施設整 備事業債の減額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

2ページを御覧ください。

款:教育費、項:教育総務費、目:教育指導費につきましては、オンライン授業配信に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当による財源更正でございます。

次に、項:小学校費、目:学校保健体育費、補正額3,000万円につきましては、市立小学校において、引き続き感染防止対策を図るため、感染防止対策に必要な衛生用品等を購入することに伴う、市立小学校衛生用品等購入経費の追加補正でございます。 次に、目:学校給食費につきましては、学校臨時休業に伴う給食用物資納入業者支援事業に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当による財源更正でございます。

次に、項:中学校費、目:学校保健体育費、補正額1,480万円につきましては、市立中学校において、引き続き感染防止対策を図るため、感染防止対策に必要な衛生用品等を購入することに伴う、市立中学校衛生用品等購入経費の追加補正でございます。 次に、目:学校給食費につきましては、学校臨時休業に伴う給食用物資納入業者支援事業に係る、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当による財源更正でございます。

3ページを御覧ください。

項:社会教育費、目:社会教育総務費、補正額588万5千円につきましては、市の要請で休館等の対応を行った指定管理者に対して、4月分から6月分の減収分を補償する、地域交流センター(アルカスホール)に係る指定管理者減収補償の追加補正でございます。

次に、目:図書館費、減額補正5,094万円につきましては、(仮称)新中央図書館 等機能整備事業において、契約額及び年割額が決定したことに伴い減額補正するもの でございまして、併せて継続費の変更をお願いするものでございます。

次に、目:エスポアール費、補正額827万4千円につきましては、市の要請で休館等の対応を行った指定管理者に対して、4月分から6月分の減収分を補償する、エスポアールに係る指定管理者減収補償の追加補正107万4千円及びエスポアール旧館解体撤去及び新館改修工事に係る周辺家屋への損失補償720万円を合わせたものでございます。

次に、目:学び館費、補正額18万1千円及び、項:社会体育費、目:社会体育施設費、補正額356万6千円、並びに、4ページ、目:市民体育館費、補正額457万7千円につきましては、いずれも市の要請で休館等の対応を行った指定管理者に対して、4月分から6月分の減収分を補償する、学び館及び野外活動センター並びに市民体育館に係る指定管理者減収補償の追加補正でございます。

続きまして、継続費補正でございます。 5ページを御覧ください。

款:教育費、項:社会教育費、事業名「(仮称)新中央図書館等機能整備工事」で ございます。 本事業につきましては、令和2年9月市議会定例会で継続費の御承認をいただきましたが、契約額及び年割額が決定したことから、総額を5億円から契約額の4億9,500万円に、令和2年度の年割額を5,000万円から0円に、令和3年度の年割額を4億5,000万円から4億9,500万円にそれぞれ変更させていただくものでございます。

次に、事業名「(仮称)新中央図書館等機能整備工事に伴う施行監理業務委託」につきましても、契約額及び年割額が決定したことから、総額を940万円から契約額の930万6千円に、令和2年度の年割額を94万円から0円に、令和3年度の年割額を846万円から930万6千円にそれぞれ変更させていただくものでございます。

続きまして、繰越明許費補正でございます。6ページを御覧ください。

1、追加、これは繰越明許費の追加でございまして、まず「市立小学校衛生用品等購入経費」及び「市立中学校衛生用品等購入経費」につきましては、国の補正予算に係る事業でございまして、事業自体が翌年度にまたがることを前提としていることから、繰り越しをお願いするものでございます。

限度額につきましては、「市立小学校衛生用品等購入経費」3,000万円及び「市立中学校衛生用品等購入経費」1,480万円でございます。

次に、「エスポアール旧館解体撤去及び新館改修工事周辺家屋損失補償」につきましては、周辺家屋への損失補償につきまして、相手方との交渉に時間を要することから翌年度に繰り越しをお願いするものでございます。限度額は720万円でございます。令和2年度寝屋川市一般会計補正予算(教育委員会関係分)につきましては以上でございます。

続きまして、寝屋川市立公民館条例の廃止につきまして御説明いたします。

8ページを御覧ください。

廃止理由につきましては、寝屋川市立中央公民館を令和2年度限りで廃止すること から、廃止を行うものでございます。

附則といたしまして、施行期日を令和3年4月1日とするとともに、「寝屋川市公 の施設に係る指定管理者選定委員会に関する条例」の一部改正を行い、「寝屋川市立 公民館指定管理者選定委員会」を削るものでございます。

寝屋川市立公民館条例の廃止につきましては、以上でございます。

続きまして、令和3年度寝屋川市一般会計予算(教育費)について御説明いたします。

9ページを御覧ください。

始めに、令和3年度の教育費の状況でございます。1、当初予算(案)における「教育費」でございますが、一般会計908億4千万円、そのうち一般会計における教育費は85億7,915万2千円を計上しており、構成比は9.5パーセント、対前年比111.6パーセントでございます。

次に、2、教育費の「性質別構成」内訳でございますが、投資的経費が20億9,129万8千円、人件費が27億1,522万9千円、物件費が24億9,077万9千円、その他の経費

が12億8,184万6千円でございます。

次に、10ページから47ページまでの教育費事項別明細等につきましては、48ページの最終ページに掲載しております令和3年度当初予算(案)主要事業概要(教育委員会関係)において御説明させていただきます。

事業名欄にあります「◎」は新規事業、「○」は拡充事業、「・」は継続事業を示しており、新規事業及び拡充事業につきまして御説明いたします。

なお、拡充事業につきましては、従来分を含んだ金額で掲載しております。

まず、2、修学旅行等キャンセル料負担事業は、拡充事業として3,874万円を計上しており、学校関係者の新型コロナウイルス感染等により市立小中学校の修学旅行等が中止等となった場合、キャンセル料を市が負担することで、保護者の負担軽減を図るものでございます。

次に、6、小中一貫校の設置は拡充事業として10億9,483万8千円を計上しており、 第四中学校区への施設一体型小中一貫校の設置に向けた取組を推進するもので、令和 3年度は小中一貫校施設整備に係る校舎棟建設工事、一部解体・外構工事、仮設運動 場施設の管理等を行うものでございます。

次に、11、部活動指導員派遣事業は新規事業として254万8千円を計上しており、中学校における部活動の選択肢を増やすため種目別拠点校を設置し、在籍校に希望する部活動がない生徒に活動の場を提供するとともに、教員の働き方改革を進めるものでございます。

次に、16、学校給食の充実に係る事業は新規事業として8,994万6千円を計上しており、更に温かくおいしい給食を目指し、学校給食全般の充実を図るため、拡大親子給食方式への移行に向け、栄養管理システムの導入、給食調理場の施設整備を計画的に行うものでございます。

次に、21、不登校等児童生徒支援事業は拡充事業として12万8千円を計上しており、 不登校等児童生徒の状況を把握し、学校への個別の助言を行うことで、不登校等児童 生徒の社会的自立を促し、市全体の不登校等児童生徒の減少を図るものでございます。 次に、33、オーサービジット事業は拡充事業として145万6千円を計上しており、

作家を招いて講演会等を開催し、市民の読書活動の普及及び意欲の向上を図るものでございます。

次に、35、(仮称)新中央図書館の設置は拡充事業として7億3,050万4千円を計上しており、気軽に読書に楽しむ文化活動の拠点として、市民の利便性が高い寝屋川市駅前アドバンスねやがわ1号館4階に(仮称)新中央図書館を設置するとともに、新たな図書館網の中核として、図書の流通を推進するものでございます。

以上でございます。

〇高須教育長

報告は終わりました。

ただ今の報告を受けまして、順次、御質問をお受けいたします。

まず始めに、「1 令和2年度寝屋川市一般会計補正予算(第13号)(教育委員会関係分)」について御質問はございませんか。

では、ないようですので、続きまして、「2 寝屋川市立公民館条例の廃止」について御質問はございませんか。

では、ないようですので、続きまして、「3 令和3年度寝屋川市一般会計予算(教育委員会関係分)」について御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第2号「市長からの意見聴取について」を報告どお り承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって本案は、報告どおり承認することに決します。

次に、5ページでございます。

報告第3号「留守家庭児童会保育料の特例(北小学校)について」を議題といたします。

はい、倉崎次長。

○倉崎文化スポーツ室長(次長待遇)兼課長兼青少年課長

ただ今御上程いただきました報告第3号、留守家庭児童会保育料の特例(北小学校)について、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し承認を求めるものでございます。

内容につきましては、6ページを御覧ください。

北小学校において、同一時期に4名が新型コロナウイルス感染症に感染し、寝屋川市新型コロナウイルス対策に関する対処方針に基づいた北小学校の完全休校に伴い、当該留守家庭児童会を1月18日から1月31日までの2週間を完全休会といたしました。このことを受け、当該留守家庭児童会の1月保育料を「寝屋川市留守家庭児童会保育料徴収条例」及び「寝屋川市留守家庭児童会保育料徴収条例施行規則」により、特例として月額の半額といたしました。

以上でございます。

〇高須教育長

報告は終わりました。

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第3号「留守家庭児童会保育料の特例(北小学校)について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって本案は、報告どおり承認することに決します。

次に、議決事項に移ります。

7ページでございます。

議案第2号「「寝屋川市社会教育推進計画(素案)」に対する市民の意見のあらま しと教育委員会の考え方の公表について」を議題といたします。

はい、谷口次長。

○谷口社会教育部次長兼社会教育課長

ただ今御上程いただきました議案第2号、寝屋川市社会教育推進計画(素案)に対する市民の意見のあらましと教育委員会の考え方の公表について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は令和2年12月1日から令和3年1月9日まで実施しました、寝屋川市社会教育推進計画(素案)パブリック・コメントに対する市民の意見のあらましと教育委員会の考え方を公表するに当たり、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第15号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。

それでは、8ページ、9ページを御覧ください。

意見のあらましと教育委員会の考え方につきましては、1件が青少年の健全育成に 関する意見でございましたが、内容について青少年課と協議した結果、記載のとおり、 原案のとおりとするものでございます。

なお、意見提出数につきましては、2人から5件ございましたが、他の4件につきましては、パブリック・コメント制度の趣旨と合致しないため記載しておりません。この内容について、市広報誌3月号及び市ホームページにおいて公表するとともに、3月26日に予定しております社会教育委員会議において報告させていただきます。以上でございます。

〇髙須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第2号「「寝屋川市社会教育推進計画(素案)」に対する市民の意見のあらま しと教育委員会の考え方の公表について」を原案どおり議決することに御異議ござい ませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、10ページでございます。

議案第3号「「第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画(素案)」に対する市民の 意見のあらましと教育委員会の考え方の公表について」を議題といたします。

はい、艮課長。

〇艮中央図書館課長

ただ今御上程いただきました議案第3号、「第3次寝屋川市子ども読書活動推進計

画 (素案)」に対する市民の意見のあらましと教育委員会の考え方の公表について、 教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画(素案)に対する市民の意見のあらましと教育委員会の考え方を公表するためでございます。

11ページを御覧ください。

パブリック・コメントの結果についてでございますが、まず、1、パブリック・コメントの実施期間につきましては、令和2年12月1日から令和3年1月9日まででございました。

2、意見提出総数でございますが、対応内容につきましては、意見による修正を行うものが9件。別記理由、趣旨から原案のとおりとするものが3件。意見及び市の方針から修正を行うものが1件。パブリック・コメント制度の趣旨と合致してないものが1件で、提出総数14件で、提出者数3名でございました。

また、「第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画(素案)」に対する意見のあらま しと教育委員会の考え方については、次の12ページから14ページの記載されてるとお りでございます。

以上でございます。

〇高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第3号「「第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画(素案)」に対する市民の 意見のあらましと教育委員会の考え方の公表について」を原案どおり議決することに 御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって本案は、原案どおり議決いたします。

続いて、15ページでございます。

議案第4号「寝屋川市立図書館規則の一部を改正する規則について」を議題といた します。

はい、艮課長。

〇艮中央図書館課長

ただ今御上程いただきました議案第4号、寝屋川市立図書館規則の一部を改正する 規則について、寝屋川市立図書館規則の一部を改正するため、教育委員会の議決を求 めるものでございます。

提案理由といたしましては、電子図書館サービスの開始及び自働貸出機の導入に当たり、同規則の改正が必要となったためでございます。

16ページを御覧ください。

改正内容につきましては、17ページ、18ページも併せて御覧ください。

それでは、条文の朗読を省略させていただき、寝屋川市立図書館規則の一部を改正する規則の改正内容につきまして御説明申し上げます。

寝屋川市立図書館規則(昭和52年寝屋川市教育委員会規則第16条)の一部を次のように改正する。

第5条中「という。)」の次に、「(電子書籍を除く。第7条第2項各号列記以外の部分、第8条、第14条及び第15条を除き、以下同じ。)」を加える。

第8条中「個人貸出し」の次に「(電子書籍の利用を含む。第14条において同じ。)」を加える。

第9条第1項中「提出しなければならない」を「提示しなければならない」に改め、 同項に次のただし書を加える。

ただし、資料の自働貸出機による利用カードを用いて資料の個人貸出しを受ける場合は、この限りでない。

第9条の次に、次の1条を加える。

(電子書籍の利用)第9条の2、利用カードの交付を受けている者(資料の個人貸出しの実績その他の館長が定める要件に該当する者に限る。)は、インターネットを利用して、電子書籍の利用を行うことができる。

2、電子書籍の利用に関する事項については、この規則に定めるもののほか、館長 が定める。

第14条中「個人貸出し」を「資料の個人貸出し」に改め、「3週間以内」の次に「(電子書籍にあっては、2週間以内)」を加える。

附則といたしまして、この規則は、令和3年3月1日から施行する。ただし、第9条第1項にただし書を加える改正規定は、同月29日から施行する。

以上でございます。

〇高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第4号「寝屋川市立図書館規則の一部を改正する規則について」を原案どおり 議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、19ページでございます。

議案第5号「令和3年度寝屋川市立小・中学校管理職人事について」を議題としたいます。

なお、本案につきましては、人事案件でございますので、非公開にいたしたいと思います。

非公開とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

各委員より御同意をいただきましたので、本案は、寝屋川市教育委員会会議規則第 6条の規定に基づき、非公開とさせていただきます。

それでは、関係者以外の方及び傍聴の方は、一旦御退席いただきますようお願いいたします。

(関係者以外退席)

(関係者以外入室)

〇高須教育長

ただ今意見がまとまりましたので、お諮りいたします。

議案第5号「令和3年度寝屋川市立小・中学校管理職人事について」を原案どおり 議決いたします。

以上で予定の案件は全て終了いたしました。

このほかに事務局から報告事項があればお願いいたします。

では、ないようですので、これをもちまして教育委員会2月定例会を終了させていただきます。